第5章 各分野に共通する施策の推進

第1節 環境を支える人づくり・地域づくり

1 誰もが学べる環境教育の推進

(1) 体験活動の提供

① 里山里海湖学校教育プログラム集【自然環境課】

里山里海湖について、小中学校教員が児童・生徒 を指導するためのプログラムを、現場の先生方の意 見を踏まえながら作成しました。

表5-1-1 これまでに作成したプログラム

	プログラム名
26年度	三方五湖周辺体験プログラム
27年度	北潟湖周辺体験プログラム 六呂師高原周辺体験プログラム
28年度	丹南地区周辺体験プログラム
30年度	三方五湖周辺体験プログラム改訂 (福井県年縞博物館を追加 他)
元年度	北潟湖周辺体験プログラム改訂 六呂師高原周辺体験プログラム改訂
2年度	丹南地区周辺体験プログラム改訂
3年度	三方五湖周辺体験プログラム改訂
4年度	北潟湖周辺体験プログラム改訂 六呂師高原周辺体験プログラム改訂
5年度	丹南地区周辺体験プログラム改訂

平成26年度から作成している体験プログラムは、 身近な里山里海湖を実際に体験することにより保全 の意識を高め、自主的な活動を促すことを目的とし ており、すべての小中学校へ配布しました。これに より、小中学校の教員が、「里山里海湖とは何か」、 「里山里海湖でどんな活動ができるのか」を知るこ とができる手引書としての活用と「里山里海湖の恵 み」を児童・生徒に実体験させることができるもの と期待しています。

さらに、それぞれの地域の特性を活かした体験活動を実施することで、より福井の里山里海湖の魅力を実感し、保全・再生の意識を向上させていけるものと考えています。

今後とも、系統立てた環境教育を推進できるよう、学校の年間指導計画に位置付けていけるよう努めていきます。

表5-1-2 令和4年度にプログラムを 体験した学校数・人数

	学校・団体数	児童・生徒数
三方五湖	34校・団体	1,508名
六 呂 師	51 校・団体	2,419名
丹 南	296 校・団体	11,435名
合 計	381 校・団体	15,362名



学校教育プログラム 中学生受入の様子

② 県有施設における環境教育

県の自然保護センターや試験研究機関では、環境 に関する展示や情報の提供、自然観察会等の学習機 会の提供を行っています。

表5-1-3 県の主な環境教育・学習施設

表5-1-3 県の主な環境教育・字智施設				
施設名	概要			
自然保護センター (大野市南六呂師)	・県内の自然や環境の保全に ついて紹介する展示 ・プラネタリウム、天体の観 察施設 ・自然観察会等の実施			
海浜自然センター (若狭町世久見)	・ふれあい水槽、若狭の海湖 (うみ)等を紹介する展示 ・自然体験講座の開催			
里山里海湖研究所 自然観察棟 (若狭町鳥浜)	・野鳥やヒシ等の自然観察ガイド ・簡単な工作体験や里山里海 湖に関する相談受付			
年縞博物館 (若狭町鳥浜)	・水月湖年縞の展示			
衛生環境 研究センター (福井市原目町)	・環境関連図書、ビデオ等の 資料の提供・見学者の受入れ・環境科学体験教室や夏休み 衛生環境教室の実施			
総合グリーンセンター (坂井市丸岡町楽間)	・緑化推進のための樹木や花 の見本園 ・緑や木とふれあい、遊び学 べる施設 ・緑と花に関する講座の開催 や相談受付			
内水面総合センター (福井市中ノ郷町)	・河川や淡水魚に関すること などの展示			

(2)「ふくいの未来へつなぐ環境学習」事業 【環境政策課】

県内の小学生を対象とした、脱炭素 (カーボンニュートラル) の実現等を考える機会を提供する新規事業です。特に、環境保全に寄与する技術を有する県内の企業・団体の協力を得て行う本事業は、環境に配慮した先進的な取り組みを「見て、体験して、学ぶ」ことをコンセプトとしており、体験活動と研修が融合したアクティブな活動が特徴です。

令和5年度は、8月に嶺南と嶺北で実施されました。嶺南では「敦賀グリーンパワー発電所」の協力のもと、バイオマス発電をテーマとして体験活動が展開されました。嶺北では「ものづくり交流拠点トンカンテラス」の協力のもと、海洋環境問題やプラスチックリサイクルに関する学びを深めました。どちらにおいても、2050カーボンニュートラル実現に向けた意識を高める機会となりました。



バイオマス発電で使用する木質チップの集積所



プラスチックリサイクルに関する講義の様子

(3) 環境・エネルギー教育支援事業 【義務教育課・高校教育課】

県内の小・中・高等学校を対象に、地域の特色に 応じた実践を通して、児童・生徒の理解を深め、自 ら考え、判断し、よりよく環境・エネルギー問題を 解決する力を育成することをねらいとした「環境・ エネルギー教育支援事業」を推進しています。

小学校では、風力発電帽や火力発電モデル実験器等を購入し、発電について学習する教材の活用やエネルギー教育関連施設の見学を通して、環境・エネルギー教育を進めています。

中学校では、エネルギー変換効率実験セットや力 学的エネルギー実験器等を購入し、実験や観察を通 してエネルギーの変換について正しい知識と科学的 な理解を深める授業を充実させています。

高等学校では、ペルチェ素子霧箱を利用して放射線の特性を学んだり、発電の原理やクリーンエネルギーについて探究的に学習したりするなど、発展的な環境・エネルギー教育を進めています。さらに、専門家による講演会や施設見学会等を通してエネルギー問題や放射線に対する理解を深める取組みを実践しています。

今後も、各校の取組みを県内全体に広め、環境・ エネルギー教育の一層の普及に努めていきます。

表5-1-4 環境・エネルギー教育支援事業取組状況

内 容	3年度	4年度	5年度	
環境・エネルギー教育に関 連する施設等の見学	12 校	16 校	15 校	
講師による講演や意見交換 会での指導および助言	3校	2校	2校	
エネルギー教育に関する資 材・機材の活用方法の研究	64 校	98 校	47 校	

(4)「大学生のエコラーニング」事業

県内の大学生を対象とした、将来の環境活動を担 う人材の育成を目的とした新規事業です。屋外での 体験活動を伴うワークショップを中心として、地球 温暖化対策や資源循環などの環境保全全般について 考えるラーニングイベントを年3回行います。

令和5年度は、福井県まちづくりセンターのアウトドア事業部(福井県アウトドア協会)に委託し、「大学生限定!アウトドア体験ツアー」として実施しました。第1回では『海に学ぶ環境保全の重要性』をテーマに、海洋ゴミの現状と課題に対する理解を深めました。第2回では『里山の循環と再生可能エ



カヤック体験(第1回) (大学生のエコラーニング事業)

(5) こどもエコクラブ活動への支援

こどもエコクラブとは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの主体的な環境学習や実践活動の支援を目的としており、活動を支える1人以上の大人(サポーター)が代表となってクラブを登録することができます。学校の生徒と先生、家族単位、町内の子ども会など、気軽にクラブを作ることができます。福井県内では、令和5年12月末現在で29クラブ1,514人の子どもが登録しており、各クラブで様々な活動を行っています。

こどもエコクラブの本県事務局は環境ふくい推進協議会*1が担っており、各クラブの活動に対して助成事業を行っています。令和5年度は、海辺の漂着物調査と漂流物アートに取り組んだクラブに対し、活動に必要な物品の調達について支援を行いました。

ネルギー』をテーマに、多様な環境保全活動の在り 方を学びました。第3回では『自然環境・生物多様 性を学ぶフィールドワーク』をテーマに、環境問題 に貢献できるような取り組みを行っていきたいとい う学生の意欲が高まりました。

参加者からは「環境問題の関心を高めるために必要なのは勉強などで得られる知識ではなく、実際に話を聞いたり体験をしたりすることだと思いました。」との感想がありました。どの回においても、若者の環境に対する理解と関心を高める機会となりました。



薪割り体験(第2回) (大学生のエコラーニング事業)

また、こどもエコクラブの全国事務局では登録クラブを対象とした「全国エコ活コンクール」を開催しており、環境活動に関する壁新聞や絵日記、デジタル作品の募集を行っています。このコンクールで県代表作品に選出されたクラブには「こどもエコク



鷹巣海岸で行った漂流物調査・マイクロプラスチック調査 (助成事業:福井市鷹巣小学校5・6年生の活動)

^{*1}環境**ふくい推進協議会**:環境保全にかかる県民、団体、企業のネットワークづくりおよび地域に根ざした活動の育成を図り、継続的かつ着実な環境保全活動の推進を図ることを目的として、平成6年10月に設立された団体です。



三国サンセットビーチで回収した漂流物を用いたアート (助成事業:坂井市立丸岡南中学校の活動)

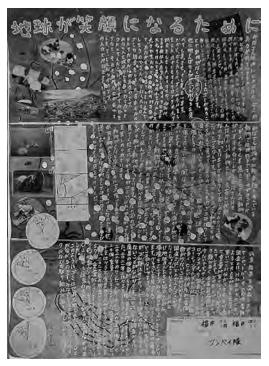
ラブ全国フェスティバル」への参加権が与えられ、 環境ふくい推進協議会ではこちらの参加に係る助成 も行っています。

(6) 環境アドバイザー

県では、環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者を環境アドバイザーとして登録し、各種団体や学校・公民館等が主催する環境問題に関する学習会や講演会の講師として派遣しています。

環境アドバイザー派遣事業では「美しい福井の環境を県民の手で守り育てる」ことを目的に、環境保全に関する講演会や現地指導を実施しています。現在98名(令和5年10月末現在)の環境に関する専門家が登録されています。

学習会等の内容は、環境問題やリサイクル、省エネ、自然保護などの講座や山や海での自然体験など 多岐に渡り、皆さんに楽しく環境について学んでいただいています。この制度により、県民の環境問題への関心や環境保全に対する取組みの意識が高まってきています。



鷹巣小学校5・6年生が制作した壁新聞作品

表5-1-5 環境アドバイザー派遣実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣人数	70人	109人	90人
受講者数	1,662人	2,258人	2,064人

(注) 令和5年度は令和5年10月末時点



環境アドバイザーによる学習会

(7)親子で環境活動推進事業*²

令和5年11月に、福井県奥越高原少年自然の家および福井県自然保護センターを会場として、星空観察会を開催しました。この観察会は「親子で環境活動推進事業~星キャン! in奥越~」として環境ふくい推進協議会主催、福井県キャンプ協会主管のもと実施しました。光害が及ぼす星空への影響を学習・体感することで、日常生活における夜間の照明の使い方を考える機会となりました。



星空の下で行った「たき火交流会」の様子

(8) 環境教育普及活動

福井県のホームページでは、自然体験や環境学習会などの情報を提供しています。特に、学生向けの事業に関しては活動の様子を動画化したものをYouTube配信しており、県民に幅広く活用してもらえるような環境教育教材のデジタル化を進めています。

・環境教育『小学生』の活動

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/kankyokyouiku_shogakusei.html



・環境教育『大学生』の活動

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/kankyoukyouiku_daigakusei.html





環境教育『小学生の活動』(福井県HP)



環境教育『大学生の活動』(福井県HP)

^{*2}親子で環境活動推進事業:環境保全活動の促進を目的として、環境ふくい推進協議会が令和2年度より提供している親子で一緒に楽しめる環境教育・自然体験活動事業です。

施策の推進分野に共通す

2 活力と資源が最大限に活かされる地域づくりの促進【環境政策課】

(1) 県民の環境美化活動

(北陸新幹線開通に向けて)

① まちかど美化月間

令和6年の北陸新幹線福井・敦賀開業に向けて、 3月をまちかど強化月間として設定し、県と各市町 が連携して駅周辺や観光地などで清掃活動を行い、 県外からの新幹線利用者を歓迎します。JR福井駅 では、県と福井市が共催で企業や団体の協力のも と、『かがやけ!新幹線Welcome清掃』と題して朝 の清掃活動イベントを予定しています。

② クリーンアップふくい大作戦

地域の環境保全に関する県民意識の啓発を図ることを目的として、平成4年度から、県内一斉に住民が主体となって美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を実施しており、平成17年度からは、季節ごとに年4回の統一行動期間を設け、市町や自治体などが一体となって地域ぐるみの美化活動を実施しています。

③ 自然公園の美化【自然環境課】

自然公園美化思想の一層の普及を図るため、環境 省では8月の第1日曜日を「自然公園クリーンデー」 として位置付け、全国の自然公園を対象とした大規 模な美化清掃活動を実施しています。

実施にあたっては、関係市町その他の団体との連携のもと、地域の一斉清掃などを行っています。

(2) 県民の環境美化活動

(海岸漂着物の発生抑制に向けて)

海ごみの発生防止をテーマに、県内河川の上流域から下流域ならびに海岸等において、住民・企業・団体などが清掃を行う「ふくい海ごみゼロチャレンジ2023」を実施しました。令和5年度は県内全ての自治体が連携し、12月時点で15,000人以上の県民が清掃活動に参加しました。



R5 ふくい海ごみゼロチャレンジ2023 (福井市東郷地区 天神橋周辺)

3 環境に配慮した活動の促進

○河川環境美化月間·河川愛護月間【河川課】

河川環境美化については、地域住民等による活動 の広報等を行う「川守」推進事業を展開するととも に、地域住民団体等が行う草刈活動への補助を行う 「地域をつなぐ河川環境づくり推進事業」により良 好な河川環境の創出に努めています。

また、毎年7月の河川愛護月間には、県庁ホール にて河川愛護のパネル展を実施し、河川愛護に関す る意識の啓発を行っています。

施策の推進の野に共運する

第2節 環境を意識した事業活動の推進

1 企業等における環境活動の促進【環境政策課】

(1)環境活動に関する最新関連情報の提供

県では企業等などに対し、メールマガジンの配信 や情報誌等の発行、イベントの開催などにより環境 活動に関する最新関連情報を提供し、環境活動の資 質向上を支援しています。詳細は、本章第3節 環 境情報の収集・提供をご参照ください。

(2) 公害防止協定*1

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業 内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むこ とができ、法律や条例による一律的な規制を補完す るものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入検査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は、令和5年12月末現在で計72事業所となっています。

また、多くの市町においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、令和5年3月末現在、13市町433件となっています。

(3) 福井の環境を守るための資格取得支援事業

令和5年度から新たに、環境ふくい推進協議会の 企業または団体会員を対象として、資格を取得する 際の必要経費を補助する事業を開始しました。対象 となる資格は、公害防止管理者等の環境法令の遵守 に役立つ資格や自然観察指導員等の自然体験教室の 内容充実に役立つ資格で、これらの有資格者を増や すことで福井県の豊かな自然環境の保全を促進する 事が目的となっています。

事業初年度は、企業会員から公害防止管理者資格の取得について、団体会員からはプロジェクトワイルドエデュケータ―研修について申請がありました。

補助対象となる資格の種類や申請書の様式など、 本事業の詳細については、協議会ホームページをご 確認ください。

図 5-2-1 福井の環境を守るための資格取得支援事業の概要



対象資格

- ・自然体験教室や環境教室等の内容充実に役立つ資格 (森林インストラクター、 NEALリーダー など)
- ・環境法令の遵守や省エネの実践等に役立つ資格 (公害防止管理者、うちエコ診断士 など)

助成内容

- ①資格試験の受講料および登録料の3分の2 (100円未満切り捨て)
- ②講習の受講料および登録料の3分の2 (100円未満切り捨て)
- ※ひとつの団体または企業会員につき通算5万円が上限

^{*1}公害防止協定:公害防止の一手法して地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定をいいます。公害防止協定は、地域に応じた公害防止の目標値の設定や具体的な公害対策の明示ができるなど、法令に基づく規制を補完する性格があります。

施策の推進合分野に共通する

(4) 環境マネジメントシステム

① 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年4月に本庁舎等において福井県庁環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。さらに、平成15年11月には出先機関等に対象を拡大して認証を更新し、県自らの活動および施策の策定・実施に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成18年度からは、本システムの見直しを行い、新たな認証登録を行わず、県の行政機構にふさわしい効率的なシステムに移行しています。新しいシステムは、省エネを中心としたエコオフィス活動に重点化し、部局ごとに電気・水等の削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

平成27年4月には県立病院にも対象を拡大しています。

本システムにおいて集計したエネルギーの使用量は、省エネ法定期報告書により、毎年度国へ報告しています。

令和4年度の本システムにおける実績は、表のと おりです。

また、取組みの結果は、内部の環境管理委員会および外部の専門家を交えた審査委員会で協議を経て、そのプロセスを含め公表する等、システムの強化を図っています。

表 5-2-2 福井県庁環境マネジメントシステムにおける実績

項目	令和3年度	令和4年度	前年度比 増減率	
ガソリン [L](オフィス業務+特殊業務+敷地外施設)	6,785.0	6,472.5	△4.6%	
軽油 [L] (船舶除く)	53,311.0	57,707.2	8.2%	
電気 [kWh]	11,238,183.0	11,452,150.0	1.9%	
空調等燃料 [L](灯油+A重油)	721,081.0	685,976.0	△4.9%	
空調等燃料[m3](LPG+LNG+都市ガス)	20,505.5	18,532.0	△9.6%	
上水道 [m3]	181,463.2	184,256.9	1.5%	
地下水 [m3]	10,756.5	37,329.1	247.0%	
可燃ごみ [kg]	139,719.2	132,008.6	△5.5%	
不燃ごみ [kg]	42,090.9	35,728.9	△15.1%	
コピー用紙 [kg]	82,793.6	83,400.0	3.7%	

[※] 対象範囲は、本庁、出先機関および教育機関です(県立大学・県警本部は除く)。

[※] 数値は、小数第2位で四捨五入して表示しています。

(5) 環境配慮した公共事業等の推進 【土木管理課】

県では、公共工事を行う場合、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の事業の計画段階については、 庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会*1 を開催し、多方面の検討を行っています。

令和4年度には、12事業について検討を行い、 環境にやさしい方法で今後の事業を実施することと しています。

事例として、令和4年度に当委員会に報告された 「広域河川改修工事 一級河川天王川」について環 境配慮の実施状況を以下に示します。

① 事業の概要

当河川は、越前町南西部の山間部から中心市街地を経て一級河川日野川に合流する一級河川です。当事業の改修区間の流下能力は上流部で300m3/s(確率規模 1/3程度)と極めて低く、平成10年9月の台風7号においては越水による床上・床下の浸水被害が生じているほか、近年では漏水被害も確認されています。このことから河川改修により流下能力を300m3/sから550m3/s(治水安全度 1/3→1/20)に向上させることとしています。

② 野生生物への配慮

設計段階において、良好な自然環境を保全・再生するため、原則としてコンクリートが表面に出ないように配慮し、また、水生生物が育成・生息しやすい河岸形状とするよう設計しました。

具体的には、護岸工に覆土型連節ブロックを採用 し、ブロックを既存堤防の表土で覆土することで、 植物の繁茂を容易にし、従前の自然植生環境の回復 を図りました。

また、護岸の際に寄石を施工することで水生生物が育成・生息しやすい河岸形状としていきます。

③ 水環境等への配慮

河川内の工事にあたっては、大型土のうや鋼矢板等、濁水が発生しにくい構造物で仮締切を行うとともに、仮締切内部に湧水がある場合には、沈殿槽を設け、汚濁水を直接河川へ排水しないようにするなど、河川の水質汚濁防止に努めています。



自然環境の回復状況



覆土型連接ブロック(高水護岸覆土前)



既存堤防の表土による覆土(高水護岸覆土後)

^{*1}環境配慮型公共工事検討委員会:県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係課 および環境関係課等機関で組織されました。

④「河内川ダム建設事業」

ア 事業の概要

河内川ダムは熊川宿のほど近くに位置し、若狭町や小浜市などを流域とする北川水系において度々発生してきた水害を契機として、洪水による被害を軽減するために建設されました。

当ダムは、洪水時の流量調節のほか、ダムに貯めた水を農業用水として使っています。また、再生可能エネルギーである、小水力発電設備を有しており、ダムからの放流水を利用して水力発電を行っています。

イ 希少植物の移植

ダムにより水没する区域内に自生する希少植物 (県域準絶滅危惧Ⅱ類)がダムの建設によって消失 しないよう、区域外への移植を行いました。

移植先は、自生地と条件が近い場所を選定し、移 植後も定期的なモニタリングを実施して、植物の活 着状況を確認しました。



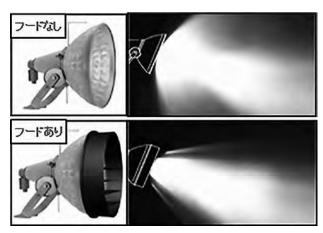
自生地の希少植物



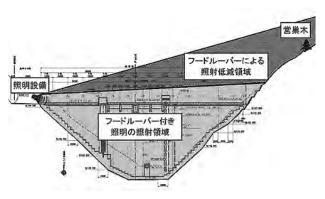
移植後の希少植物

⑤ 光害の防止

河内川ダムの工事では夜間も作業を行いますが、 工事中の夜間照明等による生態系への影響を極力防 止するために、フードルーバー付きの照明を採用し、 照射領域を低減しました。また、現場事務所の窓に はカーテンを設置し、明かりが外に漏れないように しました。



フードルーバーの効果イメージ



フードルーバーによる光害防止効果

2 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

(1)環境影響評価

① 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)は、事業者が、 土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな 影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当 たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすか について、あらかじめ調査、予測および評価を行い、 その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴い た上で、環境の保全について適正な配慮を講じよう とするものであり、環境汚染の未然防止のための重 要かつ有効な手段です。

十分な環境配慮が必要な大規模事業については、 国では環境影響評価法などに基づいて、本県では法 対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境 影響評価条例」によって、環境面から事業者の適切 な対応を誘導することとしています。

② 環境影響評価の実施状況

令和4年度は、環境影響評価法に基づく「風力発電所の設置の事業」について、計画段階環境配慮書1件が提出され、令和3年度に提出された環境影響評価準備書2件と合わせて審査を行いました。

表5-2-3 環境影響評価等審査件数の推移

20 = 3 (8,000 = 11,111,111 = 11,111,111 = 11,111						
年 度		H30	R1	R2	R3	R4
	配慮書	2	5	4	1	1
環境影響評価法	方法書	2	2	5	0	0
	準備書	0	0	0	2	0
	配慮書	1	1	0	0	0
環境影響評価条例	方法書	1	1	0	0	0
	準備書	0	0	2	0	0
合 討	-	6	9	11	3	1

(注) 件数は図書送付日を基準に集計しています。

③ 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

https://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess

(2) 環境保全の事前審査

許認可等において、県が関与する様々な手続きに際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

① 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林 法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認 可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施 が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整 を行っています。

② 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の 策定および実施に当たっては、環境の保全について 配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画 等の策定・実施などに当たっては、環境の保全の見 地からの配慮が行われるよう必要な調整を行ってい ます。

表5-2-4	許認可等および計画策定等に際し	.ての環境配慮の調整性数	(今和4年度)
17 J E +	可心り去いのし可凹やたきに添し	人 人 人 九名 2 兄 日 1 思 人 7 記 元 1 工 女 8	\ T\\U\+\+\\\\\

許認可等に際しての 環境配慮 (75 件)	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事業者等への教示 ・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事業者等への教示 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事業者等への教示 ・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事業者等への教示 ・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事業者等への教示 ・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事業者等への教示 ・鉱業法に基づく出願に係る事業者等への教示 ・基地、埋葬時に関する法律に基づく基地等変更許可に係る事業者等への教示 ・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事業者等への教示	38 4 7 4 3 4 1
計画策定等に係る 環境配慮 (12件)	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の計画段階に係る協議 ・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の中間報告に係る協議 ・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の完了報告に係る協議	3 8 1
	合 計	87

施策の推進一分野に共通する

3 適正な土地利用の推進

(1) 土地利用の適正化

① 土地利用の現況 【土木管理課】

令和4年度に実施した土地利用現況把握調査の結果では、令和3年の県土の利用状況は、森林74.4%、農用地9.6%、宅地4.5%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県 土の約87.4%を占めています。

図5-2-5 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

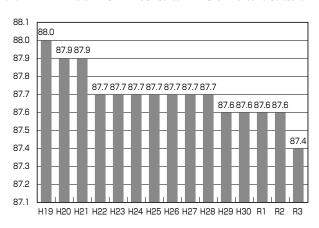
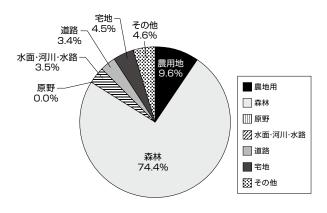


図5-2-6 県土の土地利用構成(令和3年)



(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等【土木管理課、中山間農業・畜産課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定め、また土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の 法律に基づき様々な土地利用計画が定められ、土地 利用規制が行われています。

① 国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

② 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)を基本とし、5地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域)について、土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後おおむね毎年変更しています。

③ 土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じる ため、土地取引を規制する制度として注視区域制 度、監視区域制度および規制区域制度が設けられて います。本県では、現在これらに該当する区域はあ りません。

また、一定規模(市街化区域2,000 ㎡、その他の都市計画区域5,000 ㎡、都市計画区域外10,000 ㎡)以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

令和4年は40件の届出があり、市町別では福井市が最も多く25件、次いで越前市、坂井市がそれぞれ4件でした。利用目的別では、生産施設26件、商業施設6件、その他(住宅など)8件となっています。地目別では、林地25件、宅地13件などでした。

施策の推進い発明に共通す

令和5年上半期における届出の件数は46件で、 市町別では、越前市20件、福井市7件などとなっ ています。利用目的別では、生産施設28件、商業 施設8件、その他(資産保有など)3件などとなっ ています。地目別では、田畑28件、宅地11件など となっています。

④ 遊休土地の利用促進

事後届出をした土地の所有者などが、取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合に、有効な土地利用が必要と認められたとき、知事は、その土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、令和4年は、遊休土地はありませんでした。

⑤ 規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得(2 ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得)を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、令和4年は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

⑥ 農業振興地域の整備に関する法律および 農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施行された土地等を農用地区域として位置付け、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事(知事の権限移譲を受けた市町を含む。)または農林水産大臣が指定する市町の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

⑦ 地価調査の実施

一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

令和5年は、7月1日を基準日として、基準地214地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年と比較して全用途で▲0.8%となり、住宅地は▲0.9%、商業地は▲0.8%と、下落傾向で推移しました。

⑧ 土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間(10月)にポスター、パンフレットの配布などを行いました。

図5-2-7 土地利用計画の概要図



(3)都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地を建築敷地、 基盤施設用地、緑地等に適正に配置することによ り、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文 化的な都市生活および機能的な都市活動を確保しよ うとするものです。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があることなどから、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋(土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等)を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域*1を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン*2」という。)」と、都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン*3」があり、これらの都市計画に関するマスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

本県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行していく中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいや潤いを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画に関するマスタープランに即して 各種都市計画制度が活用されています。

例えば、「区域区分」という都市計画の制度があります。これは都市計画区域を、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」区分するものであり、県内では福井都市計画区域に適用されています。

また、「地域地区」という制度では、都市計画区域内における土地の利用を計画的に行うため、建物の用途・形態、土地の区画形質の変更などの適正な制限のもとに、居住環境の保全、商業・工業などの利便増進、災害・公害の予防など、良好な都市環境の確保を図るために用途地域等を定めており、県内都市計画区域を有する14市町すべてに適用されています。また、その他用途地域を補完する地区として、特別用途地区*4、防火地域*5および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした 市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用 途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配 置・規模等に関するルールを規定し、これに基づい て開発行為や建築物の建築をコントロール(届出・ 勧告)する地区計画を適用することができます。

この地区計画は、6市2町の34地区で適用されています。また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域*6制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1区域が指定されています(数字は、令和5年12月末時点のもの)。

^{*1}**都市計画区域**:人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2&}lt;mark>都市計画区域マスタープラン</mark>:すべての都市計画区域で、平成16年5月に策定、平成26年2月に改定されています。

^{*3}市町都市計画マスタープラン:9市4町で策定されています。

^{*4}特別用途地区:地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本 県では8市で15地区定められています。

^{*5}**防火地域**: 市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では、防火地域が 4市、準防火地域が7市1町で定められています。

^{*6}**準都市計画区域**:そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都 市としての整備、開発および保全に支障が生ずるおそれがあると認められる区域において指定します。

第3節 環境情報の収集・提供

1 科学的調査研究と技術開発の推進

(1)環境分野の調査研究

県では、衛生環境研究センターを中心として、大 気汚染や水質汚濁等について、監視・調査等を行う ほか、他の公設試験研究機関と協力して環境分野の

調査研究を進めています。環境分野の調査研究は、 対象となる範囲が広く、また短期間では成果を出し にくいことから長期的な視点で行う必要がありま す。

表5-3-1 環境分野の調査研究

① 衛生環境研究センター 【環境政策課】

大気や河川・湖沼・海域および地下水等の環境汚染の発生や拡大を防止するための測定や調査研究、環境 関連技術の開発

○微小粒子状物質 (PM2.5) の発生源に関する調査 【令和元~5年度】 PM2.5の成分分析を実施し、PM2.5に対する越境大気汚染やバイ オマス燃焼の影響について調査を行い、県内における発生源別の PM2.5対策に役立てます。

○微生物を用いた試験による湖沼環境の影響評価に関す 【令和3~6年度】

バイオアッセイ手法を用い、様々な流入負荷が湖沼のプランクトン に与える影響を評価し把握することで、今後の水環境保全対策に役 立てます。

○福井県におけるポリオキシエチレンアルキルエーテル の実態把握と環境負荷低減技術に関する研究

【令和2~5年度】

界面活性剤として使用され、環境への影響が懸念されるポリオキシ エチレンアルキルエーテルの河川中の濃度を把握するとともに、分 解試験や処理技術の検討を行い、環境影響の低減に役立てます。

② 工業技術センター【産業技術課】

県内産業の活性化に向けた様々な分野の研究開発、環境関連技術の開発、環境負荷の少ない雪対策技術や自 然との共生に対応した建設技術の研究開発

料の開発 【令和3~5年度】

○多糖類ナノファイバーと生分解性プラスチック複合材 ロイクロプラスチック問題に対応した、多糖類ナノファイバーと生 分解性プラスチックとの複合材料を開発します。

○再生可能エネルギーを利用した複数ドローンの制御に よるホース把持システムに関する研究

【令和4~5年度】

再生可能エネルギーを利用した複数ドローンによる省エネ散液シス テムの開発に向け、ドローンがホースを把持するための部材を開発

○道路融雪の省エネを実現する、技術支援機能を備えた

積雪センサにAIを導入し、施工・維持管理を容易にしたスマート 積雪センサを開発します。

【令和4~5年度】 スマート積雪センサの開発 ○布帛に搭載可能な太陽電池に関する研究

> 【令和4~6年度】 続する技術を開発します。

○田んぼの貯留機能強化による洪水への抑制効果に関す 【令和5~7年度】 る研究

田んぼダムの河川への貯留効果を検討し、洪水に対する有効性を調 査します。

布帛への実装に適した太陽電池の電極とテキスタイル製の電極を接

③ 農業試験場【園芸振興課】

農薬や化学肥料の使用量を抑え、再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい農産物の生産・供給のため の研究開発

○ICT情報を活用した水稲自動可変施肥とスポット除草 技術の確立 【令和3~5年度】

収量向上や化学肥料・農薬使用量削減のため、ドローンの空撮画像 を用いて、生育に応じた肥料の適正量の自動決定や雑草のある個所 にだけ農薬を散布するスポット除草技術を開発します。

○農地土壌の炭素貯留能力を向上させるバイオ炭資材等 【令和2~6年度】

「脱炭素社会」の実現に向けて、農地、森林から発生する廃材など を用いたバイオ炭を開発し、農地土壌での炭素貯留能力や作物に対 する効果、影響を調査します。

④ 若狭湾エネルギー研究センター【エネルギー課】

エネルギー構造の「多層化・多様化」を図るため、国の「水素基本戦略」に沿った水素社会の実現に必要不 可欠な水素の活用方法の拡大と消費量の増大に資する技術を開発

○ローカル水素サプライチェーン構築に向けた技術研究 事業 【平成28年度~令和7年度】

若狭湾エネルギー研究センターが培ってきた、材料改質や分析等に 関する知見・技術を用いて、環境に対する負荷が低い水素の「製 造」・「輸送」・「貯蔵」に関する先進技術の調査研究を行います。

施策の推進分野に共通する

(2) 産学官による研究開発支援

【エネルギー課、産業技術課】

県では、嶺南企業等が、原子力・エネルギー分野をはじめ、地域産業の活性化や環境、植物工場・大規模園芸、防災分野に関連して新たに取り組む研究開発を支援しています(公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターの「嶺南地域新産業創出モデル事業」による支援)。

- ○嶺南地域新産業創出モデル事業補助金
- ・紙製クリアファイルの研究開発

【令和3~5年度】

- ・植物工場における排液交換頻度低減による、節水・減肥栽培システムの開発 【令和5年度】
- ・真空脱水技術を応用した新型浄油装置の開発

【令和5年度】

また、県内外の企業、大学、県が参画する研究開発および事業化を支援しています。

- ○脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究 開発・社会実装促進プログラム 【NEDO】
- ・熱可塑性薄層プリプレグシートを用いた革新的一 貫製造プロセスの開発

【令和3年度~6年度】

- ○NEDO先導プログラム/新技術先導研究プログ ラム 【NEDO】
- ・環境負荷の大幅低減を実現する水資源から脱却し た省エネルギー製造プロセス技術の開発

【令和4年度~5年度】

- ○戦略的基盤技術高度化支援事業 【経済産業省】
- ・省エネ・快適性に貢献する自動車シート材に対する安定した超音波パンチング連続加工(量産)技術の研究開発 【令和3年度~5年度】
- ○成長型中小企業等研究開発支援事業【経済産業省】
- ・モーター用軽量高強度リングを目的とした高精度 トウプリプレグと炭素繊維複合材リングの製造方 法の開発 【令和4年度~6年度】
- ・熱交換器の熱伝導効率向上と耐食性を実現する炭素めっき装置の開発、及び連続生産技術の確立

【令和4年度~6年度】

- ・パルス振動溶湯加工法による球状金属粉末の省エ ネ製造技術開発 【令和5年度~7年度】
- ○共創の場形成支援プログラム 【IST】
- ・環境・デザインを突破口とする未来創造テキスタイル共創拠点 【令和5年度~6年度】

(3) 環境関連産業に対する支援

【経営改革課、成長産業立地課、産業技術課】

県では、融資および補助などにより、環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大に向けた取組みに対して支援しています。

また、産業支援機関等と連携し、技術開発や経営 支援施策等に関する情報提供、相談・助言などを 行っています。

表5-3-2 環境関連産業に対する主な支援制度

○企業誘致補助金・企業立地促進資金融資

投資額・雇用要件がない支援枠や、若者や女性が働き たくなる環境整備を支援する加算枠のほか、一定の要件 を充足する誘致企業に対する融資制度を設けています。

【問い合わせ先】

県成長産業立地課 立地支援グループ

Tel 0776-20-0375

○総合相談窓□

省エネルギー対策や脱炭素経営など中小企業の様々な 経営課題を解決するため、専門家による経営相談を実施 します(相談無料、事前予約制)。

【問い合わせ先】

公益財団法人 ふくい産業支援センター

OnetoOne サービス推進部

Tel 0776-67-7421

○成長産業チャレンジ支援事業補助金

県内企業の高いものづくり技術を活かした、成長産業 (※)への参入や市場拡大、早期事業化を目的に、大学、 研究機関・金融機関等と連携して行う取り組みに対し補 助を行い、県内のオープンイノベーションによる技術開 発から販売促進までを一貫支援します。

※宇宙、航空、ヘルスケア、持続可能な社会に向けた 技術

【事業類型】

- ・<u>成長産業可能性調査試験</u> 新技術・新製品の可能性試験調査
- · 早期事業化技術開発

産学官金連携で行う新技術・新製品の研究開発

- ・地域経済牽引型技術開発(大企業とも連携)産学官金連携で行う新技術・新製品の研究開発
- · 產総研拠点活用可能性調查

産総研と連携した新技術・新製品の可能性試験調査

·產総研拠点活用技術開発

産総研と連携した新技術・新製品の研究開発

【問い合わせ先】

県産業技術課 新技術支援室

Tel 0776-20-0374

(4) 県民・団体・企業等との連携の強化【環境政策課】

① 環境ふくい推進協議会

環境保全活動を推進していくためには、県民、団体、事業者、行政がお互いに協力し合い、取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、県民、団体、企業で構成する 環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会」の 運営を支援し、情報紙の発行やシンポジウムの開催 などを通じ、環境保全に関する意識の啓発を図って きました。

環境ふくい推進協議会は、県民が一体となって進める環境保全に関する県民運動を実践することを目的として、平成6年10月に設立された団体です。協議会では、環境保全活動の輪を広げるための様々な事業を展開しています。

環境ふくい推進協議会会員数(令和5年12月末現在)

企業会員 224社

団体会員 125団体

個人会員 932人

また、環境ふくい推進協議会では、県内における 企業、団体、行政等の環境に関する活動や情報の共 有を図るため、専用のホームページを開設していま す。このページでは、各主体が環境に関するイベン ト情報やお知らせを自由に掲載、閲覧することがで き、情報共有の場として活用しています。

表5-3-3 環境ふくい推進協議会の主な取組み

27 C C SIGNOS TO TEXT MINERAL OF THE CONTROL OF THE				
主な取組み	令和5年度			
環境保全活動 促進協働事業	1 協議会会長表彰 6 SATOYAMA 国内ネットワーク推進 2 ふくいまるごと環境学び舎 7 専門家による団体サポート事業 3 環境マネジメント推進事業 8 親子で環境活動推進事業 4 市町環境連携事業 9 プラスチックごみ削減推進事業 5 こどもエコクラブ活動促進事業 10 ふくいの環境を守るための資格取得支援事業			
普及広報事業	 1 情報誌「みんなのかんきょう」発行事業 2 ホームページによる普及広報 3 メールマガジンの配信による普及広報 4 「ふくいっ子に体験して欲しい50の自然体験」普及広報 5 各市町環境フェアにおける普及広報 			
県補助事業	1 環境アドバイザー派遣事業2 リペア・リユース推進事業3 ふるさと環境フェア開催事業4 家庭の省エネ推進事業			
団体助成事業	環境ふくい未来創造事業			

図5-3-4 環境ふくい推進協議会ホームページ画面



URL http://www.kankyou-fukui.jp/

施策の准進分野に共通する

(5) 環境に関する表彰

県では、地域で様々な環境活動を行っている個人 や団体の努力に報いるため、また、今後の活動の励 みとしていただくため、積極的に各種表彰制度に推 薦しています。また、応募形式による表彰制度につ いても、対象者等に情報提供などを行っています。 令和5年度において表彰を受けた個人や団体等 は、表5-3-5のとおりです。

表5-3-5 環境に関して表彰を受けた個人・団体・企業・学校(令和5年度)

表彰名	目 的 等	表 彰 者	被 表 彰 者
環境ふくい 推進協議会会長表彰 (令和5年度に表彰)	環境保全活動に関し、地道にたゆまぬ努力を 続けている個人、団体、学校、企業で、その 活動が賞賛に値する者を表彰	環境ふくい推進 協議会会長	【個人の部】 小山 弘三 (福井市) 藤田 正久 (福井市) 森岡 和夫 (大野市) 【団体の部】 安居地区壮年会 (福井市) 小浜海洋少年団 (小浜市) 福井県生活学校連絡協議会 (福井市) 土曜塾 (鯖江市) フラワーラブの会 (あわら市) NPO法人ふくい路面電車とまちづくりの会 (福井市) 【学校の部】 小浜市立今富小学校 (小浜市) 勝山市立東谷小学校 (勝山市) 【企業の部】 株式会社北陸環境科学研究所 (福井市)
愛鳥週間用ポスター 原画コンクール表彰	ポスターの制作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、愛鳥週間の 普及啓発を図るため優秀作品を表彰	福井県知事	【知事賞】 服部 和真 (福井市日之出小学校) 柴田 実來 (坂井市立坂井中学校)
野生生物保護功労者 表彰	野生生物保護思想の普及啓発、保護のための 環境管理、生態調査、研究活動などに顕著な 功績のあった方々を表彰	(公財) 日本鳥 類保護連盟、 環境省	【環境大臣賞】 酒井 敬治
「星空の街・あおぞらの街」全国協議会 表彰	大気環境保全への啓発・普及に資する活動等 において、顕著な功績のあった団体及び指導 的役割を果たしてきた個人を表彰	「星空の街・ あおぞらの街」 全国協議会	【環境大臣賞 個人賞】 竹原 秀夫 【協議会会長賞 団体賞】 福井工業大学 オヤット天文クラブ
自然公園関係功労者環境大臣表彰	自然公園の保護とその適正な利用の推進に顕 著な功績があった者(又は団体)を表彰	環境大臣	坂本 均 屋敷 憲治 荒島愛山会

2 環境情報の収集と提供【環境政策課】

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷の低減に向けた取組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境情報を提供しています。

(1)「みどりネット」の整備、運用

県では、各種の環境情報をデータベース化し、行政内部での活用にとどまらず、広く県民に提供する「環境情報総合処理システム」を平成12年3月に整備しました。

このシステムは、大気や水質等の環境状況等の情報を集約化し、地図や表などにより表示するもので、インターネットのホームページ「みどりネット」から利用できます。令和5年3月に同ページのリニューアルを行いました。

みどりネットのアクセス件数 (ページビュー) は、 次のとおりです。

表5-3-6 みどりネットのアクセス件数

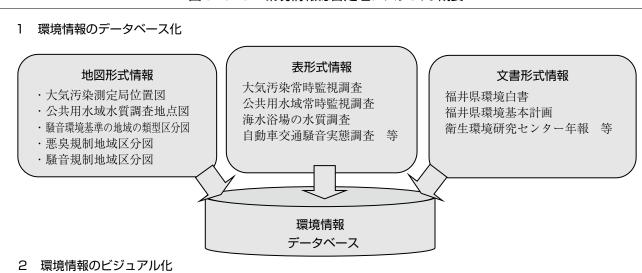
	令和2年度	3年度	4年度
アクセス件数	3,781,022	3,430,973	3,715,546

図5-3-7 環境情報総合処理システム(みどりネット)画面



URL https://www.erc.pref.fukui.jp/

図5-3-8 環境情報総合処理システムの概要



データベース化された多様な情報を、地図や表等によりビジュアルに表示します。



施策の推進分野に共通す

(2)環境月間を中心としたイベント情報提供など 【環境政策課】

環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」 を中心とする6月の1か月間は、「環境月間」とされています。県においても、県民の環境問題への関 心と理解を深め、環境の保全に関する活動を行う機会とするため、6月を中心に様々な行事を実施するとともに、環境に関する行事を取りまとめ、ホームページ等で紹介しています。

表5-3-9 令和5年度「環境月間」の主な実施行事

【県民参加行事】

行 事 名	実施主体(所管)	内容	実 施 日	実施場所
カー・セーブ デーの実施	交通まちづくり課	公共交通機関や自転車の利用促進と CO ₂ (二酸化炭素)の排出量削減の ため、過度な車の利用を控えるカー・ セーブデーを実施する。	毎週金曜日	県内全域
クールビズの 実施	環境政策課	冷房時の室温(目安として28℃)の 適正管理と軽装(ノー上着、ノーネ クタイ)勤務を実施。	5月1日(月)~ 10月31日(火)	県、市町、 賛同団体・事業所
クリーンアップふ くい大作戦	県、市町、環境ふくい推進協議会	6月の統一行動期間に居住地、工場・ 事業場周辺等において、清掃、草刈 等を行い、県民、各種団体、行政が 一体となって美化活動を実施。	6月1日(木)~ 6月30日(金)	県内全域
週末天体観望会	自然保護センター	毎週テーマを決めて、季節に応じた 天体の観察と、星座や天体の学習を 行う。	6月毎週土曜日	自然保護センター
自然観察シリーズ	自然保護センター	毎回異なるテーマに沿ったガイドの 解説を聞きながら、自然観察の森を 散策する。	6月毎週日曜日	自然保護センター
第13回みどりと 花の県民運動大会	緑と花の県民運動推 進委員会	第60回全国植樹祭を契機に展開している「緑と花の県民運動」を推進するため、「みどりと花の県民運動大会」を実施。これに合わせ、緑と花に関する功労者の表彰や、緑や花に親しむ様々な体験型イベントを実施。	6月3日(土)、 6月4日(日)	総合グリーンセン ター、 竹田農山村交流セ ンター、 ちくちくぼんぼん
はす川の魚を観察しよう	海浜自然センター	方湖に流れる川「はす川」の魚など を捕まえて観察することで、生きも のや生態系について知る。	6月4日(日)	はす川
九頭竜湖コクチバ ス一斉駆除	水産課	漁協、漁連、ダム管理者、福井県内 水面総合センターと協力し、コクチ バスの駆除を実施。	6月8日(木)	九頭竜湖
みんなで環境美化!海域公園クリ ーンアップ・海中 クリーンアップ	海浜自然センター	一般参加者を招き、センター周辺海 岸の陸上および海中のごみ拾いを実 施。	6月10日(土)	食見海岸
池ヶ原湿原 外来植物駆除作業	自然保護センター	湿原に侵入した外来種を抜き取り、 ミズチドリなどの貴重な植物の保護 を行う。 6月18日(日)		勝山市平泉寺町 池ヶ原湿原

【普及啓発事業】

行 事 名	実施主体(所管)	内容	実 施 日	実施場所
広報活動	福井県	新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等で 環境月間の趣旨や、環境美化・保全 に対するPRを実施。	環境月間中	県内全域
環境月間 パネル展	環境政策課	気候変動やZEH、省エネに関するパネルを展示し、地球温暖化防止に向けた意識啓発を実施。	6月6日(火)~ 6月11日(日)	福井県立図書館
マイボトル専用コーナー設置	循環社会推進課	県内のショッピングセンター等31店 舗でマイボトル専用コーナーを設置 し、啓発POPやチラシの掲示を実施。	6月1日(木)~ 6月30日(金)	県ショッピングセ ンター等 (33店舗)
マイボトル 運動街頭PR	循環社会推進課	マイボトル運動や海洋プラスチック ごみ問題に関するパネル展示を実施。	6月10日(土)	
ポイ捨て ストップ キャンペーン	循環社会推進課	鮎釣り解禁日に併せ、鮎釣り客に対し、プラスチックごみポイ捨て防止 にかかる広報チラシと啓発品を配布。	6月17日(土)	永平寺町内
		産業廃棄物運搬車両路上検査に併せ、 運転者に対し、プラスチックごみポ イ捨て防止にかかる広報チラシと啓 発品を配布。	6月20日(火) 10月11日(水)	あわら市内 敦賀市内

【監視・指導強化】

【監視・指導強化】					
行 事 名	実施主体(所管)	内容	実 施 日	実施場所	
環境 パトロール	循環社会推進課 各健康福祉センター	工場・事業場、廃棄物処理施設、道 路、河川、海岸等のパトロールを実 施する。	年間	県内全域	
	循環社会推進課 坂井・奥越健康福 祉センター	石川県と合同による福井・石川県境 付近の監視パトロールを実施する。	7月20日(木) 10月17日(火)	福井・石川県境	
	自然環境課	自然公園内およびその周辺の違法行 為等の監視を行う。	環境月間中	国立公園・国定公 園・県立自然公園	
スカイパトロール	循環社会推進課 県警本部航空隊	県警へリ「くずりゅう」による空か ら廃棄物の不法投棄等発見のための 監視パトロールを実施する。 6月27日(火)		県内全域	
環境犯罪 取締り	県警本部生活環境課 県下各警察署	廃棄物の不法投棄、野外焼却事犯等 の環境事犯の取締りを実施する。		県内全域	
合同路上検査	循環社会推進課 各健康福祉センター	石川県と合同による産廃積載車両の 路上検査を実施する。	7月26日(水)	福井県	
		滋賀県と合同による産廃積載車両の 路上検査を実施する。	10月24日(火)	滋賀県	
		福井県税事務所と合同による産廃積 載車両の路上検査を実施する。	6月20日(火) 10月11日(火)	福井県	
		岐阜県と合同による産廃積載車両の 路上検査を実施する。	11月16日(木)	福井県	

施策の推進一分野に共通する

(3)刊行物

【環境政策課、循環社会推進課、自然環境課】

水、大気、自然、廃棄物等の様々な環境の課題や、 県の取組み等について、情報紙やパンフレット等の 刊行物の作成・配布を行い、環境に関する情報を提 供しています。また、これら刊行物の一部は、県や 環境ふくい推進協議会のホームページ、みどりネッ トにも掲載しています。

表5-3-10 令和4年度 環境関連刊行物

刊 行 物 の 名 称	発行状況	頁 数	発行部数	備考
みんなのかんきょう	年1回 75号	19	3,000	環境ふくい推進協議会情報誌
令和4年度版 環境白書	年1回	147	540	
令和4年度版 環境白書(資料編)	年1回	114	160	
令和3年度 公共用水域および地下水の水質の 測定結果報告書	年1回	102	130	
令和5年度 公共用水域および地下水の水質の 測定に関する計画	年1回	51	130	
福井県認定リサイクル製品パンフレット	年1回	14	1,200	
令和3年度衛生環境研究センター年報	年1回	66	225	
衛環研だより第31号、第32号	年2回	4	Web配信	
令和4年度福井県鳥獣保護区等位置図	年刊	図1枚	2,200	
ナチュラリスト 2023年度行事案内号	年1回	22	HP公開	
福井県自然保護センター研究報告 「キコニア第26巻」	年1回	210	500	
令和3年度年報(福井県自然保護センター)	年1回	37	610	福井県自然保護センター事業概要
海遊(活動の記録)第23号	年1回	62	HP公開	福井県海浜自然センター事業概要
自然保護センター行事案内	年1回	2	2,000	
海浜自然センター行事案内	年1回	8	HP公開	
海浜自然センター行事案内 (カレンダー)	年1回	1枚	1,200	
海浜自然センターリーフレット	随時	2	7,000	
自然保護センターリーフレット	随時	2	1,000	
自然保護センターニュース	年4回	4	HP公開	
福井県里山里海湖研究所リーフレット	随時	4	500	
福井県里山里海湖研究所年報2022	年1回	43	500	福井県里山里海湖研究所事業概要
里山里海湖ブックレット 「聞き書き 水辺のくらし 〜里湖 三方五湖編〜」	随時	111	500	
年縞博物館 広報パンフレット	随時	4	10,000	
年縞博物館 解説書	随時	86	1,100	
福井県年縞博物館年報 第3号	年1回	48	230	福井県年縞博物館事業概要